

○ 山梨大学附属図書館文献複写要領

制定 平成28年 6月 3日
改正 平成29年 3月15日

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨大学附属図書館利用要項第12条の規定に基づき、山梨大学附属図書館（以下「図書館」という。）が受託する文献複写に関して、必要な事項を定めるものとする。

(文献複写の原則)

- 第2条 文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り、受託することができる。
- 2 文献複写は、図書館に所蔵する資料、又は、これに準ずるものについて行うものとする。
 - 3 他機関図書館等により借用及び受信した資料の複写については、貸出館が複写可能であると指定した資料のみ行うこととする。
 - 4 第1項の複写にかかる著作権法上の責任は、すべて申込者が負うものとする。
 - 5 第2項及び第3項の複写にかかる作業は、本図書館職員が行うものとする。

(申込手続)

- 第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ文献複写申込書を山梨大学附属図書館長又は医学分館長（以下「館長等」という。）に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 館長等は、文献の種類によっては、複写を承認しないことがある。

(料金)

- 第4条 前条第1項の承認を受けた者は、所定の手続により、別表に定める文献複写料金を国立大学法人山梨大学に納入しなければならない。
- 2 前項の料金のほか、文献複写のために要した通信運搬費その他の実費は、依頼者において負担するものとする。
 - 3 既納の料金は、いかなる理由があっても返還しない。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 山梨大学附属図書館文献複写規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

種 類	区 分		学内者の場合	学外者の場合
	電子複写	1枚につき (A3版以下に適用)	白黒	20円
カラー			40円	60円